

総務常任委員長報告

委員長 田中弘子

総務常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

議案第50号「令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について」

総務課所管分

総務課長補佐から補

足説明があり、委員より、「障がい者雇用については、今後どのように考えているか。」との質疑があり、**総務課長**から、「現在、障がい者の雇用人数としては2名不足しているような状況で、昨年も採用試験を度々行っていますが、合格者がおらず雇用に至っていない現状です。法定雇用率2.5%を実現するには、正規職員だけでなく会計年度任用職員での雇

用なども検討していく必要があると考えています。」との答弁がありました。さらに、**委員**より、「法定雇用率を満たさない場合にペナルティはあるのか。」との質疑があり、**課長**

補佐から、「公的な団体については、現状としてペナルティは課せられていない状況ですが、民間事業者を先導するような立場での雇用を進めていくよう労働局などから指導説明を受けています。」との答弁がありました。また、**委員**より、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、様々な自治体で時差出勤やテレワークな

ど働き方の工夫がなされているようだが、阿蘇市における対策は。」との質疑があり、**課長**から、「対策としては、4月23日から密を避ける取り組みを行っています。内容としては、在宅勤務をおよそ20名、時差出勤をおよそ70名行っており、全体の2割程度の密低減が図られています。」との答弁がありました。さらに、**委員**より、「これらの対策をいつまで続ける予定か。」との質疑があり、**課長**から、「在宅勤務はすでに終わっていますが、時差出勤については、8月まで続ける予定です。」との答弁があり

ました。

また、関連して、**委員**より、「職員がパソコン等を自宅に持ち帰り仕事をする場合、個人情報等が漏れいしなように市役所内と同程度のセキュリティ対策がとられているか。」との質疑があり、**課長**

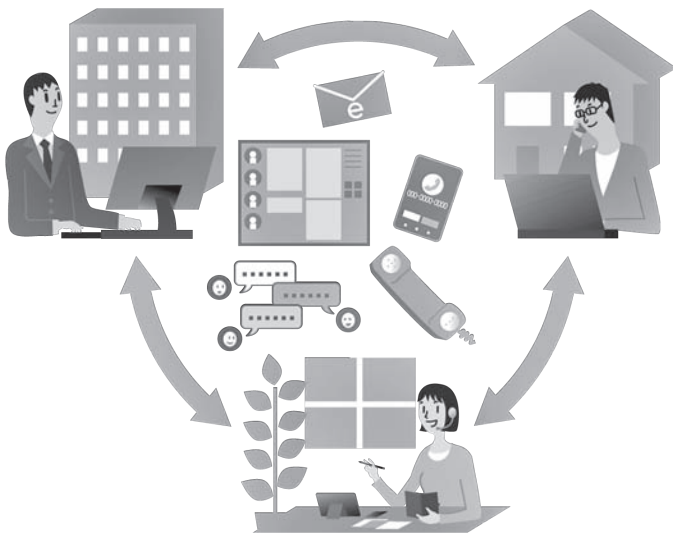
から、「5月の臨時会で可決された補正予算で、持ち帰り用のパソコンの導入とテレビ会議ができるシステム環境を整えているところです。そのパソコン端末には、どのような操作を行ったかの記録が残るような監視システ

ムを入れていきます。また、住民基本台帳などの個人情報を取り扱う業務については、持ち帰ることは禁止とし、必ず出勤での対応しています。」との答弁がありました。なお、その他として、**特別定額給付金事業班**から、事業の進捗状況について説明を受けました。

財政課所管分

財政課長から補足説

明があり、**委員**より、「市有原野の貸付収入について、貸し付ける内容によって単価などに変動があるのか。」との質疑があり、**課長**から、「貸付金額は、入会権を持つ地元と借りる側が協議し金額を決めています。」との答弁がありました。



テレワーク

政策防災課所管分

政策防災課長から補足説明があり、委員より、「JR内牧駅トイレの清掃管理業務について、委託先は。」との質疑があり、課長から、「社会福祉法人やまなみ会阿蘇くんわの里に相談しているところです。」との答弁があり、別の委員より、「その管理委託料30万円は何箇月分なのか。また、JR赤水駅トイレはどうなっているのか。」との質疑があり、課長から、「8箇月分の予算計上となつていません。トイレの完成が7月末のため、管理業務委託料は8月からの分となります。また、JR赤水駅については、地元業者の事務所建設の際にトイレも併設していた計画がありましたが、新型コロナウイルス



内牧駅とトイレ

ウイルス感染症の影響で事務所建設が中止となりましたので、JRに引き続き設置を要望していく予定です。」との答弁がありました。また、別の委員より、「繰越明許費補正の防災行政無線デジタル化

整備事業について、6月中にプロポーザル方式(注1)で業者を決定する予定とのことだが、すでに参加を希望する企業はあるのか。また、事業費の17億円を繰越しするのは、令和3年度までか。」と

の質疑があり、課長から、「現在使用中の防災無線を納入した2業者から応募をいただいています。工期は令和4年3月31日までの事業になります。」との答弁がありました。

なお、その他として、阿蘇山上事務所長から、火山の活動状況と観光客の状況について説明を受けました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第55号「令和2年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」

財政課長から補足説明があり、審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第56号「熊本市及び阿蘇市における連携中核都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について」

政策防災課長から、

「これまでの熊本市との連携協約の中に、今回、『環境の保全』についての項目を新たに追加し、良好な自然環境を維持し、持続可能な資源、循環型の社会の形成を図るものです。」との補足説明があり、委員から、「協約を結んだ項目についての会議等は行われているか。」との質疑があり、課長から、「住環境課では環境に関する地球温暖化対策実行計画を連携策定、ほけん課では自殺防止対策等の相談窓口を共同で設置するなど、それぞれの項目について、各担当、各分野において

協議が進められていますが。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

(注1)

プロポーザル方式とは、業務の委託先や建築物の設計者を選定する際に、目的物に対する企画を提案してもらい、その中から優れた提案を行った者を選定・契約する方式のこと。